

1950年国勢調査の概要

1 調査の意義

1950年国勢調査は、琉球列島米国民政府の指示により、1950年世界センサスの一環として実施せられたのである。

1950年世界センサスは、国際連合統計局の主唱によって行われた世界的規模の国勢調査であって、このセンサスに参加した国は47ヶ国に及んでいるといわれる。

ことに今回の調査は、戦後最初の本格的国勢調査で、これによつて初めて、戦後わが琉球における人口の社会的実態が明らかにされるばかりでなく、しかもこの調査が従来の国勢調査や人口調査と異なるところは、国際的規格に従って計画されていることと、その調査結果が国際的に比較されるということである。

この点で今回の調査は、従来行われてきたどの国勢調査よりも意義深い調査である。そこで今回の国勢調査は、わが琉球の戦後の状態を戦前の状態と比較し、又は世界各国の状態と比較して考える上に、島内的にも国際的にも極めて重要な意味を持つものである。

琉球では1950年12月1日を調査日と定め、同日午前零時現在における人口の実態について、一斉調査が行われたのである。

その調査結果は、あらゆる行政施策の基本資料として提供されることはいうまでもなく、人口政策、移民政策等の重要問題の解決はもとより、住民の民主化とその経済的、社会的福祉の向上を図る指針としても極めて貴重な資料となるものである。

2 調査の沿革

今回の国勢調査は、前述の如く戦後初めての本格的な中央集査の方法によって行われた調査であり、しかも1950年世界センサスとして特別の意味を持っている誠に画期的な調査である。

琉球における国勢調査は、1920年(大正9年)の第1回国勢調査に始まり、1940年(昭和15年)の第5回国勢調査に至るまで、日本政府によって行われたものであって、その調査結果は行政施策上^{ママ}重なる資料となることは勿論一般民間の企業計画にも広く利用せられてきたのである。

従来の日本の国勢調査は、1920年に最初の国勢調査が実施せられて以来、10年に1回大調査を、その中間の5年ごとに簡易な臨時国勢調査が行われ、1940年に至るまで回を重ねること5回に及んでいるのであるが、戦時中は正規の国勢調査は行われていないから、今回の調査は正規のものとしては1940年の国勢調査に次ぐ大調査になるのである。

なおその他には簡単な人口調査が、1944年(昭和19年)2月22日に実施されたが戦時の特殊事情によってその調査結果は公表せられていない。

ところで1902年(明治35年)法律第49号「国勢調査に関する法律」に基づいて行われた国勢調査を数えると、1920年第1回国勢調査の実施を見て以来七回目にあたっており、その間に於いて1925年(大正14年)、1930年(昭和5年)、1935年(同10年)、1939年(同14年)、1940年(同15年)と、五年毎に調査が行われたのである。しかし国勢調査を形式的に、人口に関する国勢調査という意味において、人口調査という限定された見方をすれば、1939年の調査はいわゆる「物」の国勢調査であつたからこれを除外すると今回の調査は六回目に当たるのである。更にこの調査を近代式の人口に関するセンサスという実質的な立場からする

と1920年、1925年、1930年、1935年、1940年、1944年、1950年と丁度七回目に当たっている。これを要するに、1950年国勢調査は人口に関するセンサスという意味において七回目に当たり形式的に人口に関する国勢調査という言葉をもってすれば六回目に当たるわけである。

3 調査機関

次に国勢調査に対する機構のあらましを述べてみよう。

米合衆国の人口委員会は、連合軍最高司令部を通じて1950年に国勢調査を実施するよう勧告してきたので、この勧告に基づいて1950年10月18日付軍政府布令第25号が公布せられ、1950年世界センサスの一環である1950年国勢調査を実施するための機関が設置せられた。今回の国勢調査は、琉球軍政本部企画統計課が企画及び指揮し、地区軍政府監督の下に各群島政府により実施された。すなわちこの調査は、琉球軍政本部→地区軍政府→群島政府→市町村→1950年国勢調査調査員を通じて調査が行われたのである。

(註) 琉球列島米国民政府(琉球民政本部)は、当時琉球列島米軍政府(琉球軍政本部)と称せられていたので、この報告もそれに従った。

この画期的なセンサスの実施については軍政本部で人口委員会の勧告に基づいて慎重に計画を進める一方、その実施者である各群島政府では軍政本部の指導を受けながら準備を進め、また軍民会議において最後の打合わせを行い、調査の完璧な実施と、その目的を達成するために各群島知事によって推薦された代表者が日本に派遣されたのである。これらの人々は連合軍最高司令部ESS(経済科学局)の指示に従い、総理府統計局で約二週間にわたる講習を受けて帰島した。

そこでこれらの受講者は各群島政府により1950年国勢調査の調査委員長に任命され各群島地区で国勢調査指導員に対する講習が行われ、これに引続いて指導員を通じて国勢調査員に対する指導訓練が行われた。このようにして適正かつ効率的な調査を実施する態勢が整えられたのである。

(1) 国勢調査調査員 国勢調査調査員は、連合軍最高司令部経済科学局並びに軍政本部の要望に応えて学校職員が優先的に充てられたのであるが、その他市町村職員又は一般よりも任命された。

市町村の地域を平均50世帯の調査区に分画し、各調査区に1人の国勢調査員(全琉3,685名)が配置された。

国勢調査員は、地区軍政府の指示に従い各群島政府で任命した。

国勢調査員は、担当調査区の世帯について自ら質問調査の事務に当たった。

(2) 国勢調査指導員 国勢調査指導員は、軍政本部の指示に従い国勢調査員20名に対し1人の割合で置かれ全琉球で197名に及んでいる。なお今回の調査における国勢調査指導員は、特に軍政本部の要望もあり優先的に学校長の中から任命されたのであるが、この点従来の調査と異なっているところである。

(3) 市町村の調査機関
調査は市町村長に管掌せしめた。

(4) 軍政地区の調査機関
各群島知事に、市町村の調査事務を監督せしめた。

4 調査の範囲

調査の範囲を確定することは、国勢調査における重要課題の一つである。そこで1950年国

勢調査の範囲は、次のように確定されたのである。

今回の国勢調査は、調査時において琉球列島内に現在する者すべてについて調査が行われた。但し連合軍関係と外交関係の人々は、この調査対象から除かれた。

(1) 調査された人々

琉球列島内に、1950年12月1日午前零時に現在した人に限り全部調査され、また琉球列島内に常住地を有する者であっても調査時において琉球列島外に在る者は調査の対象から除かれた。

次に述べる者は、調査時期に現在したか否かによつて、調査の対象に加えるか、又は調査の範囲から除かれている。

ア 12月1日午前零時迄に出生した者、又は午前零時後に死亡した者も調査された。

イ 12月1日午前零時に死亡した者、又は午前零時後に出生した者は調査の範囲から除かれた。

ウ なお12月1日午前零時に琉球列島内に現在した者であつて、いずれの世帯からも申告せられなかったことを知った者は12月3日迄に最寄りの市町村長、国勢調査委員長或は国勢調査指導員又は国勢調査員にその旨を届出で調査を受けるようにした。

(2) 調査から除かれた人々

外国人のうち、連合軍関係と、外交関係の人々は、この調査から除かれた。詳しくいえば、琉球に本籍をもたない者のうち、次の各号に該当する者は調査されていない。

ア 連合軍の将兵及び連合軍に付属し、又は随伴する者並びにこれらの者の家族。

イ 連合軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員及びこれらの者の家族。

ウ 連合政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにこれらの者の家族。

従つて上記の人々以外の者は、外国人例えばハワイ等からの郷土訪問客、パイヤー等は勿論、日本に本籍を有する者で琉球に現に居る者であつてもすべて調査された。また琉球人は、連合軍関係又は外国人経営の会社に勤めていてもすべて調査されている。

(3) 調査の時期

1950年(昭和25年)12月1日午前零時現在。

5 調査の場所

今回の国勢調査は、1950年世界センサスとして現在人口を求めるよう琉球民政本部を通じて連合軍最高司令部からの指示があつたので、従来行われてきた国勢調査と同様、現在地主義の調査方法が採用せられた。

すなわち今回の調査では、現在地主義によって現在人口を調査することになつたのである。今回の調査は世界センサスの一環としての性質を持つものであり、その意味において、国際的比較が可能でなければならないのであるが、アメリカ州において行われるセンサスの例を見ても、合衆国、カナダ等を除き多くの国において現在人口調査が行われ、また合衆国に於いても常住人口を調査すると同時に一方において現在人口の調査も行っているようである。ここで特に現在地主義の調査方法が採り上げられた理由の中にはわが琉球の人口動態統計が現在地主義により表章されている関係上、出生率、死亡率を出すためには分母となる静態人口も現在人口でなければならない事情なども含まれているようである。

(1) 人口の調査方法

人口を把握する方法としては、現在地主義と常住地主義の二つの方法がある。云うまでも

なく現在地主義による調査は、調査の時点に現在する場所で捉える調査であって、この調査の結果得られる人口の性質は「現在人口」である。換言すれば特定の時刻に於いて、特定の場所に現在する人口単位の集団現在人口であって、特定の時刻に特定の場所に常住する人口単位の集団が常住人口である。

わが琉球の人口センサスは、すべてこの現在地主義の方法によって行われてきたのである。

また日本はもちろん、欧米諸国においてもアメリカを除いて、英国やヨーロッパ大陸諸国では大体この方法によるものが多いようである。これに対して常住地主義による調査は、調査時点に常住する場所で人口を捉える方法であって、常住人口という性質の人口が得られるやり方の調査である。

すなわち常住人口調査では、各人を平常住んでいる世帯で調査するのであって、従って調査の時期にたまたま常に住んでいる世帯を離れている者でも、その人が常に住んでいる世帯において調査されるのである。つまり常住世帯員が、調査の時に常住地を離れて何処に居ようとも、平常住んでいる世帯から申告、答申する事になるのである。元来現在地主義は、理論的には各人をその人が現在している世帯で調査するのであるから、そこには調査の重複脱漏が起こり得ない筈である。然し実際問題としては必ずしも理論的に考える程調査事項を正確に調査することができない場合があり得るのである。事実上現在地主義の優れている点は、調査の時期に本人の居る場所で本人について調査することができるから調査事項が重複脱漏なくより正確に捉え得ることが出来る点であり、殊に今回のように調査事項が複雑多岐にわたっていて、直接本人について質さないと調べることができないような場合は現在地主義の方法による方が調査事項の正確な答申が期し得られるのである。

ところが現在人口は、平常居住している世帯からのみ申告、答申されるとは云い得ないのであって、調査時に世帯のない所にいる者も相当あると思われる。例えば屋外を通行中の者、夜勤、宿直で世帯のない場所に居る者或は旅行中の者などがある。実際問題としては、12月1日午前零時現在旅行中の者は何処で調査をするのか、また事実上旅行中の者が果たして正確に捉えられているかということが問題となってくる。

従来の調査では旅行中などでは、旅行先の世帯つまり調査の時に現在した世帯から申告、答申されることになっており、また午前零時に船舶の中に居ることが事前に明らかな者は出発前の世帯から申告し、明らかでない者は12月1日午前8時迄に初めて到着した世帯から答申することとなっているが、なお午前8時後に初めて到着した者はどうするかの問題が残るのである。

またこのような取扱をするとしても、今日のように主食の配給制度の下では、常住地に不在の者については事実上本人の自宅から申告せられる場合が多く、従って調査の重複、脱漏が起こり得ることが多いことも予想せられるのである。更に時点的調査の性質から、出入者が相殺されて常住人口と大差がないと考えられるのであるがこれは理論上のことであって、実際問題としてみると人口分布の状態がかなりゆがめられた形で現れる場合もあり得るのである。

ところで常住地主義は、常住地の定め方が困難であり、そのため各人を調査する場所が現在地主義のような明確さを欠き、従って常住地の調査には重複、脱漏の生ずるおそれの多いことが予想せられ、理論的に人口を正確に把握することができないこと、また常住地に不在の者については、本人不在のため調査事項を正確に調べ得ない場合があること等の欠点がある。

調査結果の利用の面からみると、例えば市町村会議員の定数を定める場合は、住民の代表

者を送り出すという意味で、その土地の常住人口を基礎としなければならないのであって、つまり行政施策上の基本人口となるものは常住人口でなければならないことは明らかであって、現在人口よりも常住人口の方が利用の途の多いことは当然である。これを要するに常住地主義による調査は、現在地主義による調査よりも調査が完全に行われ難く正確な結果を求めることにおいて若干の問題はあるが、実際問題としてみると現在地主義、常住地主義の間に優劣を論ずることは容易にできない問題であろう。唯調査結果すなわち人口を比較する場合において、現在地主義の調査であるか、また常住地主義の調査であるか、この点誤りのないように注意しなければならない。

(2) 現在人口

現在地というのは、調査の時すなわち12月1日午前零時に現在した所であって、現在人口とは、云うまでもなく調査時に現在した所に於て捉えられる人口である。

さて現在人口を正確に把握しようとするためには、同一時点において一斉調査を行うことが理想であろうが、実際調査の場合に全琉一斉に、しかも一時点において調査し、人口を重複、脱漏なく正確に捉えることは事実上甚だ困難であって、重複、脱漏を防ぎ最も正確な調査を行うための調査の便宜から或る程度の擬制が必要となってくる。従来の国勢調査では次に述べる者は、自宅があっても自宅では調べないで、すべてその人が調査の時に居た所で調べることになっている。

(一時現在者)

自分の世帯に常住していて、たまたま調査の時に他の世帯にいた人。例えば丁度調査の時に自分の家に居らず友人の家に泊まっていたというような場合には、その友人の世帯から来訪者としてその世帯員に加えて申告、答申されたのである。

(旅行者)

また旅行中などで、たまたま旅館に泊まった日が11月30日で、12月1日午前零時を旅館で迎えたとするならば、その人は旅館に於いて調査されるのである。

(世帯のない所に居た者)

調査の時期にたまたま屋外に居るとか、その他夜業、夜勤、宿直等のため世帯のない所に居た者は、調査日まで自己の世帯に帰る見込みの者は、自分の世帯に居た者として取り扱い、又調査時に乗物、世帯のない舟又は陸路の旅行中であって旅館、その他の世帯に宿泊しないことが事前に明らかな者は、最後に出発した世帯に現在した者として、出発前の世帯から申告する。また予め明らかでない者は調査日の午前8時迄に最初に到着した世帯から、その世帯に調査の時期に現在した者と見なして調査することになっていた。

(3) 調査の場所

今回の調査では、原則として各人をその人が12月1日午前零時現在に実際に居た世帯(現在世帯)で調査することになっている。従って世帯員であっても、調査の時期に自宅に居ない者は、自宅で調べられないでその人が現在していた世帯で調査された。

次に調査の場所について主な点を述べてみよう。

(一時現在者)

ア 12月1日午前零時現在に夜勤、夜業、宿直等のために、世帯のない所に現在した者で、12月1日中に自分の世帯に帰ることができる者は、自宅に現在した者として、その世帯で調査された。

イ 12月1日午前零時に散歩等のため一時外出し屋外で調査時期を経過した者は自宅にいた者として調査され、友人を訪問し、友人の世帯で午前零時を過ごした者は、その友人の

世帯で調べられた。

ウ 医師が往診のため、12月1日午前零時を患者のいる世帯で過ごした場合もその患者の世帯で調査された。

(旅行者)

エ 11月30日の夜旅館で宿泊した者は、その旅館で調べ、陸路歩行中の者で12月1日午前零時に世帯のない所に居た者は12月1日後最初に到着した旅館又はこれに代わるべき所で、そこに現在した者として調査された。

(学生、生徒)

オ 自宅を離れて、自宅以外の場所例えば寄宿舍や下宿に居住している学生、生徒は自宅では調べないで、その人が居住している寄宿舍、下宿で調べられた。

(特殊病院)

カ 精神病院、結核療養所、らい療養所の入院患者、療養者は自宅の無い人は勿論他に自宅があっても自宅で調べないで、すべてその人が入院又は入所している病院、療養所で調べられた。

(普通病院)

キ 前期の病院、療養所以外のすべての病院、診療所の入院患者は自宅があってもその病院療養所で調べられた。

(船舶乗組員)

ク 1950年12月1日現在船舶内にある乗組員、乗客等は、すべてその船舶で調査された。

(受刑者)

ケ 刑務所、少年刑務所の収容者は、刑が確定している者はもとより刑がまだ確定していない者も、例えば他に自宅があっても、自宅では調べないで、すべてそこで調べられた。又12月1日零時に警察署の留置場にいた者も自宅で調査しないで、全部そこで調べられた。

(住居不定者)

コ 公園、市場、旅館、簡易宿等の屋外及びその他普通は居住できない場所で就寝する住所の住所の定まらない者、例えば乞食、浮浪者のように平常居住している所がない者とか、どこを常住地としてよいか分からない者、例えばあちらこちらを転々として、一定の居住地のないような田舎巡りの演劇団、興行師等は1950年12月1日すなわち調査の時にいた所で調べられた。

(その他)

サ 12月1日午前零時前に琉球の港湾を発し、途中寄港しないで、調査期日後3日以内に始めて琉球の港湾に入港した者は、12月1日午前零時に琉球に現在した者として到着した港で調査された。

(4) 世帯

ア 世帯の定義

今回の調査は、前述のように現在世帯で調査されたのであるがここにいう「世帯」とは次のように定義される。

(ア) 住居及び家計を共にする者の集まり、又は一人で独立して住居若しくは家計を維持する者をいう。

(イ) 寄宿舍、下宿、病院、船舶、その他これに類する施設や組織の中に常時宿泊する者については当該施設又は組織に宿泊するすべての集まりを一世帯とする。

イ 住居

ところで国勢調査においては、住居及び家計の二者を共に世帯の主要な判別基準としているが、世帯は人口を正確に把握しようとするための一つの手段であり、国勢調査としては寝室、台所等の内部構造にまで立ち入る必要はないであろう。しかし今日の住宅事情の下では、家計を共にしていても住居を別になっている者が少なくないことや、同居世帯のように住居を共にしていても家計を別になっている者も多い上に、一つの住宅に多くの世帯が入っているので、内部構造によって基準を定めることは却って混乱を招く原因と思われる。

そこで 今回の調査においては、単に「住居」とは一つの世帯が独立して居住できるように出来ている建物、又はこれに類するものをいうのである。但し、同一棟又は同一の敷地内にある建物は同一の住居とみなす。

ウ 家計

また家計とは、家庭生活を営むために欠くことのできない経費の支出をいうのである。

これは衣、食、従の生活必需費の資金と支出の意味に解される場合が多いようであるが、しかしそのために収入の実際について個人差や家族差をはかる必要はないのであつて、ただそれを世帯を捉える判別基準としているのである。

(5) 普通世帯と準世帯

次に世帯は、これを大別して普通世帯と準世帯とに分けることができる。

A 同じところに住んで居て、家計を共にしている二人以上の集まり。

B 上記の人と一緒に住んでは居るが、別に一人で家計をたてている人、又はその集まり

C 同じところに住んでは居るが、一人一人が別々に家計をたてている人の集まり。

D 一人で住居を持ち、しかも一人で家計をたてている人。

すなわち以上の原則に該当するものが世帯でありそしてAに該当する者を普通世帯といひ、B、C、又はDに該当するものを準世帯という。そこでこれを簡単に説明すると、普通世帯とは、住居及び家計を共にしている2人以上の集まりであり、準世帯とは住居を共にし家計を共にしない者の2人以上の集まり、又は住居及び家計を一人で立てている者である。

更に家計は次の4つに分けられるのである。

E 営業を目的として運営されている建物に常住している通常血縁関係のない単身者の集まり。(例えば玄人下宿屋の下宿人)

F 同一の建物に常住し共同賄費を分担する通常血縁関係のない単身者の集まり。(例えば合宿所の合宿者)

G 単独で一つの建物に居住、一人で生活している単身者。

H 以上三つのものと潜在的に同様の事情にある単身者。(例えば素人下宿の下宿人)

一般の世帯は殆どが普通世帯であるが、間借りして一人で暮らしているような人や、寄宿舍、下宿、合宿所等に常住している人々の集まりとか、一人で一軒の家を持って生活している人とかは準世帯となる。

なお従来の国勢調査においては、玄人下宿屋の下宿人は準世帯とし、また素人下宿の下宿人は普通世帯の人員に含めていたが、今回の調査では同居人、下宿人等の名称の如何にかかわらず、又素人下宿、玄人下宿の如何によらずすべて「普通世帯に常住している同居人、下宿人、間借人等はその普通世帯に室代を支払わない者に限りその世帯に含め、室代を支払っている者は、その集まりが別の世帯である」としたのである。

以上の原則によって世帯をきめていくのであるが、特に注意しなければならないことは次の諸点である。

(同居人、下宿人、間借人等)

ア 普通世帯と同じところに住んでいる単身の同居人、下宿人、間借人等は、その普通世帯に間代(間代という特別な名称を用いなくてもよろしいし、食費その他の名称で支払ってもよいのである)を支払っていない者だけをその普通世帯の世帯員とした。

家族員以外の人で間代を支払っている者はすべてその集まり全部を一まとめにして別の一つの準世帯とした。この場合一人世帯は一軒の家を持っていたり、また間借りをしていたり、すべて準世帯になるから注意を要する。これは1940年国勢調査までは普通世帯として調査されたものであるが、今回の調査では準世帯として取扱われた。一人世帯は従来普通世帯として取り扱ってきたのであるが、これは同居人又は間借人と性質を同じくするものであって、室を借りているのと一軒の家を借りているのとの相違だけで(実際の内容は全く同一のものもあり又異なるものもあるが)これを区別することが實際上困難である。故に今回はこれを準世帯とすることにした。従って一人の普通世帯はないわけであって、普通世帯は必ず二人以上の集まりでなければならないわけである。

(使用人、雇人、見習等)

イ 普通世帯に常住しているその世帯の使用人、雇人、見習等の単身者、いわゆる住込の下男、下女などのような者は、その普通世帯の世帯員として取り扱った。

ウ 寄宿舍、合宿所等の準世帯に雇われている住込の単身者は、その準世帯の世帯員とした。(家族のある使用人)

エ 使用人、雇人等でそこに自分の家族等と家計を共にして生活している者はその一団(親子とか夫婦)を別の普通世帯とした。

(家族のある同居人、下宿人、間借人)

オ 同居人、下宿人、間借人等で、そこに自分の家族等と家計を共にして生活している者は、その一団を別の普通世帯とした。故に今回の調査においては単身の住込の使用人はその世帯の世帯員とし、家族を持っている者はその家族と共に別の世帯とする。又同居人、下宿人は家族員及び家事使用人を除いてすべての者について間代を支払っている者はその世帯員とはしない。

(管理者等の世帯と準世帯)

カ 寄宿舍、病院のような準世帯のある構内又は建物の中に、管理者、事務員、門衛等の普通世帯があるときがあるが、その一団はそれぞれ別の世帯であるから、これを準世帯と混同しないよう注意した。これはその普通世帯の世帯員を準世帯の一員として調査してしまうことが従来の経験で明らかになったので、このような誤りをなくするためにとられた処置である。

(船舶の普通世帯)

キ 家計を共にしている者ばかりで乗組み、そこに常住している船舶の世帯は普通世帯であって、準世帯ではない。

(船舶の準世帯)

ク 家計を共にしていない者ばかりで乗組んでいる船舶の世帯は準世帯である。

6 答申義務者

今回の国勢調査は、軍政府布令第25号に基づいて行われる調査であって、国勢調査員の質問に必ず答えなければならない人(答申義務者)が次のように定められている。

この調査における答申義務者は、従来の調査における申告義務者に相当する者であって、従来

の調査では世帯主又はこれに代わる者が申告義務者であつたが、今回のように特に各人について、その就業状態の如き事項を調べるについては、調査事項の中には質問しても即答できないような事柄もあるから、本人について直接調査しないと、より綿密な質問調査を行うことが出来ないこともあるので、調査の完璧を期する上から、場合によつては本人にも答申の義務を負荷せしめる必要があり、このような意味から、今回の調査では従来の調査と異なって答申義務者の範囲が拡大され、世帯主は勿論本人に対しても答申の義務が課されたのである。

(1) 答申の義務

ア 世帯主又は世帯の代表者は、調査時における調査事項について、国勢調査員が行う質問に答えなければならない。但し国勢調査員が世帯主又は世帯の代表者以外の世帯員について直接質問しなければ調査できない事項については、当該世帯主が国勢調査員の質問に答えるようにした。

イ 国勢調査員は、調査に際し世帯主又は世帯の代表者が存しないとき又は不在のときは、当該世帯について事実上世帯を代表する者又はこれに準ずる者を指定することができるようにした。

(世帯主) 普通世帯で、国勢調査員の質問に答えなければならない人は世帯主である。もし世帯主が不在のようなときは、その人の代理人、例えば奥さんとか息子さんが答えてよいことになっている。

(代表者) 寄宿舍、下宿、合宿所、飯場、収容施設等の準世帯に現在している止宿人とか収容者の集まりでは、その止宿人とか収容者の内一人を代表者とし、その代表者が国勢調査員の質問に答えなければならない。

(本人) 普通世帯で使用人とか雇人については、世帯主では分からないことがある場合があるが、この場合国勢調査員自身が直接使用人に質問したならば、その使用人、雇人は必ずその質問に答えなければならない。同様に準世帯の場合も、代表者では分からないことを調査員が本人に直接質問したときはその本人自身が必ず答えなければならない。

(特殊病院の院長) 精神病院、結核及びらい療養所の入院患者又は療養者についての調査はその病院、療養所の職員の中から選ばれた調査員によって行われた。これは特殊病院の面接ききとり調査に対しては、その病院とか診療所内の事情に明るい職員を調査員に充てることが正確且つ最も有効な結果が得られるからであつた。この場合本人に直接答申して貰う必要はない。

7 調査の方法

今回の国勢調査では、調査方法の上でわが琉球として今回初めていろいろの試みが新しく導入されたのであるが、その一として国勢調査員が各世帯を巡回して答申義務者に質問記入する、いわゆる他計申告の方法が採用されたのである。さて今回の調査は1950年12月1日午前零時の状況によってその実状を調査したのであるがその調査には12月1日前行う(準備調査)と、12月1日後に行う調査(実地調査)とがある。そのうち最も重要であり、国勢調査の実態となるものは、いうまでもなく実地調査である。しかし準備調査も実地調査の基礎をなすものであって、調査の成否に影響するところ甚だ大きいものがある。

(1) 準備調査

準備調査は1950年11月22日から11月24日までの間に行われたのであるが、その目的とするところは実地調査に当たって重複、脱漏のないように、その準備と態勢を整えるということにあつた。国勢調査は調査員の努力にまたなければできないことは勿論

であるが、これには住民の真の協力が伴わなくては完全な結果を求めることは、なかなか容易なことではない。このため準備調査では、調査対象の完全な把握という観点から国勢調査員は受持ち調査区の各世帯を巡回しながら転入、転出に注意し、どこにどのような世帯があるか各世帯の所在を明らかにした後、照査表を用いてその世帯数及び世帯人員等を調べるとともに、国勢調査の説明書を各世帯へ配布してこの調査の趣旨の徹底を図ってその協力を求め、或は調査事項の内容についてもよく説明して、実地調査の際支障のないようにした。

(2) 実地調査

12月1日以降3日以内に受持ちの調査区を実地巡回し、1950年12月1日午前零時現在の状況により、各人の各調査事項を答申義務者に質問し、各世帯員及び一時現在者について、国勢調査調査票に記入するのが実地調査である。

(3) 実地調査の方法

実地調査は、1950年12月1日から3日までの3日間にわたって行われたのであるが、この期間に国勢調査員は受持ち区域内の各世帯を準備調査で作成した照査表を参考にしながら、準備調査のとき決めた世帯番号順にのこらず巡回して国勢調査調査票にある調査事項について、各世帯の答申義務者に質問し、その答えに基づいて国勢調査調査票に所要の記入を行ったのである。

なお調査を受けなかった人や、二重調査を受けた人が国勢調査委員長又は市町村長若しくは国勢調査指導員にその旨届出たときは、調査を受けなかった人については、照査表及び国勢調査調査票を追加し、各調査事項について質問記入が行われた。又二重に調査を受けた人は、国勢調査調査票の全部が抹消された。

(4) 申告の仕方

申告の方法、つまり調査票(申告書)の記入方法に、自計申告と他計申告とがある。申告者が自ら記入するのを自計主義(自計記入法)といい、調査員が訪問して面接したとき、調査員の質問に応じて、いろいろ調査事項について申告者が口で答えて調査員に記入して貰うのが他計主義(他計記入法)である。

今回の調査では、申告の方法も従来用いられた自計主義から他計主義の方法に切り替えられたのであるが、これはインタビュー・システム(聴取り申告)といって、国勢調査員のインタビューにより綿密な質問調査が行われたのである。答申義務者を通じて質問調査する、いわゆる他計申告の方法が用いられたのは、従来の調査と比べても明らかなように、調査項目が32の多きにのぼり、その上複雑多岐にわたっているので、充分訓練せられた国勢調査員によって注意深く綿密に調査する方が、自計主義により申告義務者の判断によって調査票に記入して貰うよりも、正しい結果が得られるからである。つまり、これは面接調査によって必要な事項を質問記入して各人に関する正確な記録を採ろうとする点にあるわけである。

ところで実地調査は、従来の調査でも相当に難しいものがあつたが、今回の調査においては32項目からなる調査事項について完べきな答申を期待するためには、熟練した国勢調査員をこの調査に従事させることが必要である。すなわち国勢調査員は、答申義務者に対して調査の目的や、調査項目等を入念に説明して完全な答申をさせなければならない。

この為に国勢調査員には優先的に学校職員が充てられ又市町村の職員、その他からも任命された。

(5) 調査票

国勢調査票は、連記式を用い国勢調査員によって直接記入された。

今回の調査では、調査の方法については、新しい試みが採り入れられ、従来用いられていた世帯票、個人票の代わりに今回はじめて連記票の形式の調査票が使用されたのである。

人口センサスに用いられている調査票の様式には個人票、世帯票及び連記票の三種の類があつて、1920年(大正9年)、1930年(昭和5年)、1935年(同10年)、及び1940年(同15年)の国勢調査では世帯票が用いられ、また1925年(大正14年)の国勢調査及び1944年(昭和19年)の人口調査は個人票が用いられた。ところで今回の調査で、調査票を従来の個人票又は世帯票から連記票にしたのは、一つには他計主義の調査方法の場合、連記票を用いた方が他計申告の長所を活かす所以でもあり、またこの票を用いることによって調査結果の正確さが一層大となる等、種々なる点で優れているからである。

なお調査票は、一枚に25名ずつ記入でき、日本で用いられた標準ライン型の調査票が殆どそのまま使用され、日本では33項目、また琉球では32項目の質問に応ずる答が記録された。

8 調査事項

国勢調査は、いうまでもなく人口調査であつて、人口の総数を知ることが第1の目的である。しかしながら唯単に総人口が何人で、そのうち有業人口は何人であるというように、人口総数をとらえ、さらに各人について男女の別、年令、職業など各種の事項を調べてそれを利用することのみでは、国勢調査を行う意味は少ないと云わなければならない。国勢調査が人口調査である限り、それ自体の目的は人口量を計ることであっても、官庁統計としての使命を果たす場合には唯人口の数量を計ることのみが国勢調査の目的のすべてではないのである。人口センサスの目的は時代により異なるが、今日の国勢調査は行政上の基本的資料を得るために、種々の重要な事柄についても調査せられることは言うまでもないのであつて、その調査結果があらゆる施策の重要な基礎資料となることは周知の事実であらう。

従つて国勢調査は、人口数のみに限らず、その利用目的において種々の重要な事項についても調査せられることは当然であつて、その基本的な調査事項としては、大体一定しており、世界の各国ではこれらの項目をその国情に応じて取捨し、更にその国、その時代によって新しい項目を追加して調査されている。

従来の国勢調査では基本的な事項として

- (1)氏名、(2)世帯に於ける地位、(3)男女の別、(4)配偶関係、(5)職業、(6)出生地
(7)国籍又は民籍

というような事項が調査されたのである。

また以上の外に、行政施策上必要な基礎資料を得る目的から、国勢調査に依らなければ知り得ない諸種の事項についても調査されたのである。

次に今回の国勢調査の調査事項についても、これを大きくわけて、国勢調査としての基本事項と、臨時的事項との二つに分けられる。殊に後者は、今日復興途上にあるわが琉球の当面する産業の復興、経済の安定、貿易の振興等の重要問題に対して基本的資料を提供しようとするものでなければならないのである。従つて今回の調査では「人口」に限らず「住宅か否かの別、その所有関係及び畳数」「文筆能力」「引揚者か否かの別及び終戦前外地に居留していたか否かの別」「初婚か否かの別、結婚年数の合計及び子供の数」など全部で32という極めて多くの項目にわたつて調査が行われた。

この点で従来の国勢調査に於ける調査項目に比べて大いに異なる特色がみられ、しかもこれらの事項は何れも行政施策上重要な資料となることは勿論、一般民間の企業計画にも極めて貴重な資料となるものである。

(1) 調査項目

今回の国勢調査を設計するに当たっては、米合衆国の人口委員会の勧告を手引きとして準備が進められてきたのであるが、調査規定及び調査事項等においては、できるだけ日本の調査方法を採用することになった。そこで民政本部企画統計課において、日本の調査項目に十分な検討を加えた上で調査項目が確定されたのである。

この調査項目は次の通りである。

◇ 世帯主について(1-5欄)

- (1) 世帯番号
- (2) 世帯の種類(世帯が住居及び家計を共にする者の集まりであるか否かの別)
普通世帯は「普」準世帯は「準」と記入する。
- (3) 住居の種類(世帯が居住する家屋又は建物の種類)
住宅又は住宅の一部に住んでいる世帯は「住」
軍カンパンに住んでいる世帯は「軍」
特殊団体に住んでいる世帯は「特」
その他住宅でないところに住んでいる世帯は「他」と記入する。
(注) 軍カンパンとは、進駐軍雇用の琉球人を宿泊給食させるための軍管理の施設いわゆる合宿所をいう。

◇ 住宅に住んでいる世帯(3欄-住)について

- (4) 所有の関係(家屋、建物又は居室の権利関係)
持家に住んでいる世帯は「持」
給与住宅に住んでいる世帯は「給」
借家に住んでいる世帯は「借」
持家、給与住宅または借家に間借りしている世帯は「借」と記入する。
- (5) 居住室の畳数(居住室の大きさを畳数になおしたもの)

◇ 各世帯員について(6-12欄)

1950年(昭和25年)12月1日午前零時現在においてその世帯に現在する者

- (6) 氏名
- (7) 世帯主との続柄(世帯主または世帯の代表者とこれ等の者を除く世帯員との続柄、または世帯をともしする事情)
- (8) 男女の別
- (9) 出生の年月日(実際に生まれた年月日を西暦で記入する、西暦で返答できない場合は日本の年号で記入する。)
- (10) 出生地(琉球諸島、日本、その他)
- (11) ○×を記入する欄

1940年(昭和15年)の最終日以前に生まれた者は「○」

1941年(昭和16年)またはその後に生まれた者は「×」と記入する。

◎ 1950年(昭和25年)11月24日-11月30日(調査週間)の就業状態(12-21欄)

1940年末までに生まれた者(11欄-○)は各欄を記入する。

1941年以後に生まれた者(11欄-×)は各欄とも斜線を引く。

- (12) 調査期間中に収入のある仕事に従事したか(世帯員が報酬を得て経済活動に従事しているか否かの別)
○働いた者(12欄-然)について
- (13) 調査週間に何時間仕事をしたか
○働かなかった者(12欄-否)について
- (14) 仕事を持っていたのに働かなかったのか
- (15) 調査週間に収入のある仕事を探したか
◎調査週間に収入のある仕事に従事していなかった者で、仕事をもっておらず、しかも調査週間に仕事を探さなかった者(14、15欄-否)について
- (16) 調査週間に主としてどんなことをしていたか。
通学していた者は「通」家事に従事していた者は「家」病気、老年、不具廃疾等のため働けない者は「不」その他は「他」と記入する。
- (17) ○×を記入する欄
12欄-然、14欄-有、または15欄-有と記入した者は「○」
16欄を記入した者(12-15欄を何れも否とした者)は「×」と記入する。
○仕事の種類、勤め先の名称、業主の屋号または氏名及び従業上の地位(18-21欄)
17欄に×と記入した者は18-21欄は斜線を引く。
17欄に○と記入した者はそれぞれ各欄に記入する。
- (18) 仕事の種類(調査週間前1週間以内に従事していた経済的活動の種類)
- (19) 事業の種類
- (20) 傭主の氏名(勤め先の名称、業主の屋号または氏名)
- (21) 従業上の地位
雇用者のある事業主は「主」単独の事業主(無給の家族従業者を有する事業主を含むは「単」無給の家族従業者は「家」一般の雇用者は「雇」官公署雇用者は「官」進駐軍雇用者は「進」、未経験者は「未」と記入する。
- (22) 現在従事していない専門技術
調査週間以外の就業状態について、現在従事していないが、或る仕事または技術について教育または経験を有する場合は過去5ヶ年間の専門技術を記入する。
◎各世帯員について(23-29欄)
- (23) 文筆能力
読み書きのできない者は「否」書くことのできる者は「書」読むことのできる者は「読」読み書き両方できる者は「読及書」と記入する。
- (24) 在学か否かの別
- (25) 在学年数(現在までの在学年数の合計を記入する。在学が一年未満の場合若しくは在学したことのない者は○と記入する)。
- (26) 本籍または国籍
琉球に本籍を有する者は「群島名」。日本に本籍のある者は「日」国籍が明らかでない場合には元の国籍を附記する。
○引揚者か否かの別
- (27) 海外引揚

- 終戦後引揚げた者(復員軍人を含む)は「引」然らざる者は「否」と記入する。
- 戦後引揚げた者(27欄-引)について
- (28) 居留地(海外居留民か否かの別)
- 終戦前にすでに海外に永住していた者「居」 然らざる者は「否」と記入する。
- (29) 婚姻状態(配偶の関係)
- 世帯員の配偶関係は届出、戸籍上の記載をとわず事実上の婚姻関係によって決定する。
- 未だ結婚したことのない人は「未」 現在配偶者のある(妻または夫)は「有」
- 配偶者と離別または別居して現在独身の人は「離」
- 配偶者と死別して現在独身の人は「死」と記入する。
- 結婚したことのある女子についても(30-32欄)
- 配偶者(届出をしないか事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む)を有し、または有したことのある女子の世帯員
- (30) 初婚か否かの別
- 現在夫のある女子は勿論、死別または離別して、現在独身の女子についても記入する。
- 初婚が現在までつづいている女子は「初」初婚で死別又は離別し、その後結婚していない女子は「初」
- 二回以上結婚した女子(死別又は離別して再婚した女子)は「再」と記入する。
- (31) 結婚の継続年数(結婚年数の合計)
- 今までの結婚(事実上の婚姻も含む)年数の合計であって1年未満の結婚年数は「○」と記入する。
- (32) 子供の数(出生児の数)
- 女子が今までに生んだ子供の数の合計を記入し、現在生存せる者は勿論、死亡せる者を含めるが死産、流産を除くことにする。今までに生んだ子供が全然ないときは「○」と記入する。

以下今回の国勢調査の重要な事項について、それ等の重要性と何故に斯る事項か調査せられたかの理由を述べてみよう。勿論国勢調査の持つ基本的事項についても説明を加えるべきであるが、これ等の事項は従来の国勢調査においても調査されているので、此处では特に省略することにした。

ところで今回の国勢調査目的を調査事項に関連する面から見ると基本的な調査目的、例えば男女別人口、年齢別人口などを除いてほしい5つの新しい目標がある。

その第1は、住宅関係であり、第2は就業状態であり、第3は教育の関係で、第4は住民の妊孕力の関係、第5は人口移動の最大要素としての引揚関係の諸事項がある。

以下この臨時的調査項目について順次説明することにする。

(1) 住宅か否かの別、その所有関係及び畳数

先づ住宅並びに畳数に関する事項であるが、今日わが琉球において最も重大な問題の一つは住宅問題である。人間生活の基本的な要件を「衣」「食」「住」の3つに帰するとするならば、未曾有の戦災を蒙り住宅の殆んど大半を焼失した琉球住民にとって「住」の問題はむしろ食生活や衣生活以上に身近な重大な問題である。

さて「食」と「衣」の問題は、或る程度解決を見ているが、就中「住」の問題について

は、復金の住宅建築資金の貸出によってようやくその解決の端緒を開いているのに止まり、全般的にみて住生活はまだ戦前の水準まで達していないように思料される。台風期を控えて、住宅問題を解決する唯一の方途は、住宅を増改築する以外に途のいなはであって、住宅を建てるということは簡単なようであって、資材、資金の両面から見て多くの困難が予想せられるのである。

ア 居住密度

今少くとも何棟位の住宅が不足しているかということを明らかにしなくては、住宅の具体的な政策は立て得られないのであって、さらに何棟の住宅が不足しているかということ明らかにするためには、現在の経済状態の下に於て住宅或は住宅以外の建物(この調査では非住宅として取扱れる)に居住している人々が、その住宅に対して如何なる密度によって居住しているか、先づ居住密度を明らかにして始めて具体的に住宅不足数を知り得るのである。

従ってここに畳数の調査が必要となってくるのである。このようにして住民の住生活の事情を正しくとらえることによって、住宅政策への重要な基礎資料が提供し得られるのである。

これを更に内容的に明らかにするためには、唯単に人口に対する畳数を見るだけでは十分でなく、現在建っている住宅が何棟あるか、また住宅以外の建物に何世帯、何人が居住しているかを明らかにし、住宅に住む人達は如何なる程度の居住密度において生活しているか、此の点を明らかにし得なければ真に利用価値のある政策資料にはなり得ないのであって、此の意味において住居の種類、すなわちその世帯が住宅に住んでいるか、非住宅つまり住宅以外の建物に住んでいるかを知らなければならないのである。そしてその居住する住宅と居住世帯との権利関係、すなわち、その住宅を持っているか(持家)、借りているか(借家)、給与されているか(給与住宅)、或は間借しているか(間借)などのいわゆる所有関係を調べ、上記の種類によって居住密度、或は畳数を格別に見ることは、当面する住宅問題を解明して行く上にとりわけ必要なものである。

イ 居住室の畳数

居住密度の計算を可能ならしめ、また住宅の広狭の目安を与えるため住宅の畳数を調査しなければならないことは云うまでもないが、しかし今回の調査では非住宅の畳数は実際に調査が困難であるので、調査されていない。つまりこれは住宅が無くて住めないような人たちの数を知るだけで充分だと思われるので、住宅以外の建物については其処に住んでいる世帯及び人数を見るに止めた。

ここで居住室というのは、謂わば客間、居間、応接間、食堂、茶の間、寝室のような居住のために使用する部屋であって、而も就寝の用に供し得る部屋を指すのであるから、台所、浴室、玄関、便所、物置等の部屋を居住室とは云い得ないのである。従って居住室に敷いてあるまた敷き得る畳の数を調査するならば、この数字と世帯員の数とを大体知ることが出来るのである。戦後の規格住宅のような仮建築は別であるが、戦前の住宅は畳数を直ちにその住宅の総坪数と見ることが出来たのである。

ところで、今回の調査に於ける畳数の調査は、一つに居住密度を知ることが目的としているのである。すなわちこれによって住宅不足数等が明らかにされ、住宅政策を樹立する上に重要な資料となるのである。

(2) 就業状態

今回の調査事項には色々あるが就中そのうち最も重要なものは就業状態の調査であろう。

就業状態を調べる目的は、わが琉球の労働力人口を把握することに外ならないのである。

ア 調査の目的

この労働力を把握する目的は、住民の就業状態につきその労働量の活用の可能量を測定し、産業政策や雇用政策の企画資料として、或はその施策の監査資料として重要なものとなり、更に大量の失業者群が発生した時においては、その失業者の数とその失業の質、例えば完全失業、部分失業、潜在失業等、或は失業が発生した産業別根源、失業者の従業上の地位などを明らかにして失業対策に重要な資料を提供することにある。これを要するに、労働力人口の調査測定はわが琉球の経済的、社会的諸条件の実状を正しく知る上に極めて重要な意味を持つものである。

イ 労働力の意味

ところで労働力人口とは何か、これを広義に解すると経済的活動に従事する人口であって、全就業者と、就業することを求めている不就業者(失業者)とを合わせたものであり、換言すれば労働市場に対しての労働供給量の総量である。

ウ 労働力の調べ方

さて、このように重要な意味を持っている労働力人口はどうして把握するか、これには二つの捉え方があり、その一つは有業者統計としての捉え方であり、他の一つは労働力統計としての捉え方である。

有業統計としての捉え方は各人の平常の経済活動の状態によって調べる方法であって、つまりその人の平素の職業や平素の産業を調べる行き方を探る方法である。すなわちこの方法で調べた結果は、平常の職業統計、産業統計となるのであって、これを有業統計といっている。

労働力人口は就業者と失業者とを合わせたものであるから、この有業統計も就業者と失業者とを合わせたものであって従って有業統計として労働力人口を捉えるに当たっても、就業者と失業者とを区分して調査する必要がある、このようにして就業者と失業者とを区分して調査した例は、1930年(昭和5年)の国勢調査である。

またこの方法でも単に平素職業を持っているか否かを調べるやり方と、1940年(同15年)国勢調査のように平素の職業名、勤め先の事業所名を報告せしめる方法等がある。

(労働力統計)

労働力統計としてのとらえ方は、一定の期限を限ってその期間内の経済活動の状態によって調べるやり方であって、つまり一定期間内に実際に就業したかどうかによって、労働力人口とするか否かの枠を定め、更にまた労働力人口として数えられた者については、その期間内に於ける従業上の状態から、その職業、産業の種類をも併せて決定しようとする方法であって、この方法で調べた結果を労働力統計というのである。

労働力のとらえ方には、有業統計の方法と、労働力統計の方法との二つの方法があり、しかもその調べ方が根本的に違っているから、その間調査結果を直ちに比較することは出来ないのである。今一例を以って示すと、例えば平素農業を営んでいる者が国勢調査当時比較的農閑期のため、馬車挽家業をやっているとすると、有業統計としての調べ方によると、この人は農業者となり、また労働力統計としての調べ方によれば馬車挽として調査されるのである。このように調査の建前が異なる以上、当然この二つの統計は内容が自ら異なってくるから、相互に比較ができないことになる訳である。

なお戦前の国勢調査、例えば1920年(大正9年)1930年(昭和5年)1940年

(同15年)の国勢調査は、有業統計の方により調査し、今回の国勢調査は労働力統計の方法による調べ方に切り替えられたのであって、わが琉球でこの方法によって調査したのは今回が最初である。

エ 労働力の範囲

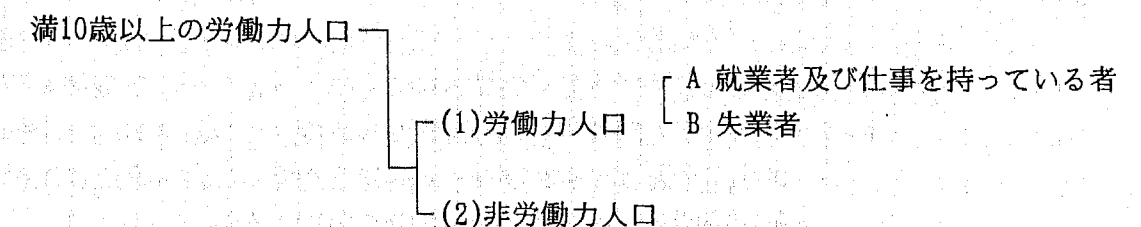
労働力人口は以上のように就業者と失業者を合わせたものであるが、労働力人口とする枠の範囲については、一般に二つの限界が認められている。第一は労働力人口として組入れる人口の範囲であって、これには三つの限界があり、次の基準によって定まっているのである。先づその(1)は年令から見ての限界で、つまり實際上労働市場の対象となる年令上の限界であって、勿論この年令上の限界はその時代によって動くものであることは当然であるが、わが琉球の現下の経済的、社会的状態に於ては満14才以下の者でも事実上相当数の就業者が見受けられるので労働力人口の最低年令を14才で切る訳にもゆかないから、今回の調査では労働力人口の最低年令を1940年(昭和15年)末までに生れた満10才以上の者とした。しかし結果表では、年令階級別に集計し、14才以上の者を取まとめて公表してある。次に(2)労働力人口に関する社会的立場からの限界である。すなわち刑務所等社会施設内の収容者で一般労働市場とは関係のない者は当然除外されるべきである。また(3)には軍人の除外である。この点は琉球には関係のないことであるが、これも労働市場とは関係がないこと、又特殊の事情にあるため普通一般の方法では調査ができない事情もあるから除外すべきだと云われている。

第二に労働人口の範囲を定めるに当たって時間的の制約がある。時間的制約というのはすなわち労働力統計の方法によって調べるに当たって、何日間の就業状態によって、労働力量を測定するかということである。普通一週間が用いられ、今回の調査でも11月24日から30日までの1週間によることになっている。この期間の定め方の長短は、調査結果である労働力人口の構成に重大な影響を及ぼすものであり、若し期日を一日とすれば就業者数が減じ失業者が増加し、また一ヶ月とすれば反対に就業数が増加し、失業者が減少する結果となる。このように期間を定めることに多くの困難が伴うので、その中間を採って1週間を採るのが普通であり、今回の調査で1週間の期間によって調査するのもこのような意味からである。

オ 労働力人口の構成

労働力人口の分類の仕方は、調査結果の取りまとめ方の問題に外ならないのである。先づ労働力という見地から総人口を労働力人口と、非労働力人口に分け、更に労働力人口を就業者及び仕事を持っている者と、失業者に分けることができる。

今回の調査の労働力人口の範囲は、満10歳以上の者であって、これをこの区分に従って示すと次のようになる。

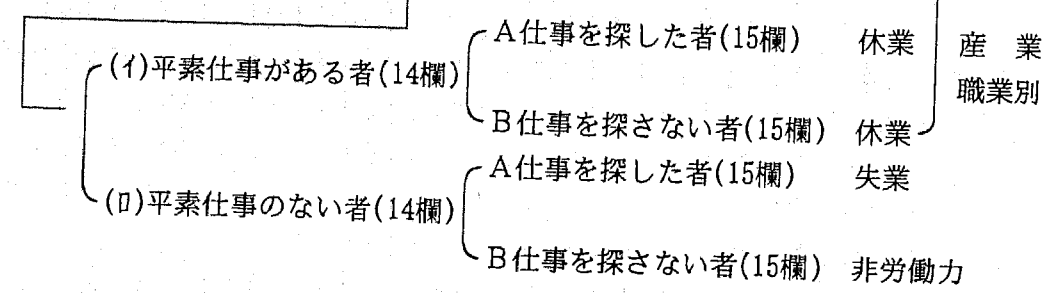


なお、この関係を国勢調査票と関連せしめて考えて見ると、次のような区分になる。
(就業状態から見た人口の区分)

満10歳以上の者

(1) 仕事をした者(12欄) 就業時間(13欄)

(2) 仕事をしない者(12欄)



次に、このように大分類したものを更に細分し、或は組合せて労働力人口を分類すると、就業者については更に男女別、年令別、産業別、職業別、就業時間別等に区分し、失業者についても男女別、年令別、失業前の産業別、職業別、失業期間別(以上3つの区分は今回の調査では分類されない)等に細分し、また非労働力については主たる活動状態別として、家事、通学等のように、労働力人口に関する調査結果が取りまとめられるのである。

カ 労働力の分類の仕方

労働力人口を分類するについては三つの原則がある。

すなわちその1は労働力は非労働力に優先すること、次に就業は失業に優先すること、3に同時に二種以上の仕事に就業している場合は、従業時間の長い方が優先し、それによって職業、産業の種類、従業上の地位が決定されるのである。

(ア) 就業者

労働力は非労働力に優先せしめるということは、すなわち調査週間中少しでも就業した場合は、就業者として取扱うということである。

従って家庭の主婦、学生、生徒のような平素職業に就いていない人でも調査週間に少しでも就業したならば、その人は就業者として取扱い労働力人口に分類する。

(イ) 平素仕事を持っていない者

次に就業は失業に優先せしめるということは、就業者とすべきか失業者とすべきかの場合、就業とすることを優先せしめることである。従って平素仕事を持っていない者においては、調査週間中に就業した時間数が仕事を探した時間数より短くても、失業者としないで就業者とする。

(ウ) 平素仕事を持っている者

第三に、二種以上の仕事に就業した場合は、就業時間数の長い方に就業したものとするやり方は説明するまでもないので省略する。なおこの就業時間による順位の定め方に対して収入額の多い方を優先せしめる方法もあるが、収入額の多少を決定することは事実上困難でもあり、不正確に陥り易いことも考えられるから、今回の調査では就業時間による方法が用いられたのである。

次に平素仕事を持っている者についての優先順位を定めるやり方には二つの方法がある。

その一つは、平素の仕事に従事しなかった理由によって優先順位を定める方法であり、他の一つは平素の仕事に従事しなかった期間によって定める方法である。ところで平素の仕事に従事しなかった理由による方法は、その理由が(A)病気、休暇のような場合は、そのためにたとえ就業しなくても失業者としないで就業者とする。これに反してその原因が、(B)悪天候、労働争議、注文のない場合、資金難、原材料の不足、工場破損、季節的閑散のような場合は、就業者とはしないで失業者とする。

しかしながら原因によって、就業者とするか失業者とするかはいろいろの観点から或は人によって考え方が異なるから客観性がないのは当然であり、殊に雇業者自営業者、家族従業者のような場合はその感が深いのであって、これによって優先順位を定めることは問題が多いのである。これに反し平素の仕事に従事しなかった期間によって定める方法は

A 就業してなかった期間が一カ月未満の場合は就業した者と同一の取扱いをなし、失業者としない。

B 就業しなかった期間が一カ月以上ならば、就業した者とはしないで失業として取り扱うのである。

今回の調査では、仕事をしなかった期間で定める方法は、その取扱が容易であり、優先順位を定めるにはこの方法が採られている。

(エ) 優先順位

以上のようにして、労働力人口を分類するのであるが、分類上の優先順位はこれを取りまとめて示すと次のようになる。

a 労働力は非労働力に優先せしめる。

b 就業は失業に優先せしめる。

(a) 平素仕事を持たない者

調査週間中就業時間者が、仕事を見付けるために費した時間数より短くても「就業者」とする。

(b) 平素仕事を持っている者(就業しなかった期間による方法)

* 就業しなかった期間が一カ月未満(すなわち一カ月未満の不就業)のときは就業とする。

* 就業しなかった期間が一カ月以上(すなわち一カ月以上の不就業)のときは失業とする。

(c) 同時に2個以上の仕事に就業の場合は、就業時間数の多い方を優先せしめる。

(3) 文筆能力、在学か否かの別及び在学年数 次に教育に関する事項であるが、国勢調査において、教育に関する事項を調査している主な国は、最近20ヶ年の間にあっては米合衆国、仏国、ソ連邦等があり、これ等の国に於いては読み書きの能力、或は出身学校の程度を調査しているが一般に主として読書力、筆記力に重点がおかれているようである。

琉球にあっては1940年(昭和15年)国勢調査に於いて特定の目的を以って指定せられた学歴を調査したに止まっている。他の資料によって明らかのように、日本及び琉球では全くの文盲である人は極めて少数であって、普通教育が広く行きわたっていると考えられていたために読書力、筆記力については従来全然調査せられていなかった。

今回の調査では、米合衆国の1940年センサスに於いて調査せられた在学者及び終了した最高の学校の調査と同様に、在学か否かの別、及び在学年数が調査されたのである。

すなわち琉球に於ては、全然文盲であると言う人は他の資料からみても比較的になので、此の点は問題にならないのであろうが、唯現在在学している人が何人いるか、そしてその学生、生徒は現在小学校、中学校、高等学校、大学に如何に分布しているか調査することは有意義であり、更にかつて学校に学んだ人たちは如何なる程度の学校を終了し或は卒業しているかを調査せられるならば、わが琉球の教育の普及状況は読書力、筆記力のような簡単なものではなく、このことから学力の程度を知ることができ、また今日問題となりつつあるところの職業教育、社会教育に関する資料として重要性を持ち得るのである。

(4) 引揚者か否かの別及び終戦前外地に居留していたか否かの別

次は引揚者調査の事項であるが、今日わが琉球に於ける重大な社会問題の一つは人口問題及びこれに関連する海外移民の問題であろう。かつて海外に居留し、終戦によって帰郷した人達は幾何であったかは必ずしも明確ではないのであって、従来居留しては居らず、たまたま強制疎開や旅行中、出張中等で終戦となり帰郷した人達も引揚者として取扱われていたのである。故に海外に居留していた人々の純粋な数字は明確にせねばならないのであり、そしてまたこれ等の人々が現在琉球列島内に如何に分散しているかも併せて明らかにすべきである。

戦後の琉球経済は産業の復興、経済の安定、貿易の振興等が強く要請されているが、経済政策を考える場合に琉球の国土、経済を人口とのバランスのとれた状態におくようにして経済政策を考えるのでなければ経済の自立はもとより、人口の問題、海外移民の問題、これらの問題がますます深刻を加えつつあるような情勢の中において、人口政策、移民政策が如何に現下の実状に即し、国際情勢の変化に応じて適正に計画実施され且つ将来の海外発展に寄与せしむべきかどうかということは、琉球住民の民主的繁栄とその将来を左右する重大な問題と思われる。そこで移民問題は琉球復興の鍵として期待され、具体的な移民送出計画が是非とも必要となってくるのである。

この意味からも、今回引揚者が調査せられ、しかも引揚者の内、海外に居留していた人と、然らざる人(復員軍人を含む)とを区別してそれ等の男女別、年齢別が明らかにされたのである。

(5) 初婚か否かの別、結婚年数の合計及び子供数

最後に、結婚したことのある女子のみに尋ねる事項であるが、これは即ち初婚か否かの別、継続年数の合計及び子供の数などである。わが琉球に於いて現下の大きな社会問題の一つは言うまでもなく人口問題であろう。従来も高い出生率を示した琉球は戦時中は自然増加率も一時低下したのであるが、終戦後又々大きな自然増加を続けて来たのである。これは帰還人口の増加に伴って出生率は急激に上昇する一方、米軍による公衆衛生等が強力に進められたために死亡率は漸減の一途をたどり、この狭い地域の中に急激な人口増加の現象を見るに至ったのであって、戦禍が甚だしく、しかも過剰人口になやむわが琉球においてこの強大な人口圧力を緩和するために採られるべき措置としては海外移民はもちろんのことであるが、同時に人口それ自体を調整するものとして、人口政策の立場から移民問題と同様に産児制限問題が強く叫ばれてくるのである。而してこの政策を遂行するためにはこれが基礎資料として先づわが琉球の女子の妊孕力を明確にして置かねばならないのである。

すなわち夫の職業別に出生児数を見るとか、或は結婚継続年数別に子女の数を見るなど、有用な利用面があるのである。この見地からして、初婚か再婚か、結婚年数の合計、つま

り結婚年数の全年数(再婚以上の人は初婚のときの年数と、それ以後の結婚生活年数の合計)及びその女子の生んだ子供の数とを組合せることによって、わが琉球の女子の妊孕力を知ることができ、更にこれによって始めて正しい人口政策が遂行せられるのである。

9 職業及び産業

(1) 調査方法について

次に職業及び産業の調査方法について述べてみよう。

もちろんこれは国勢調査、すなわち人口調査の場合における職業及び産業の調査についての説明であることを附記しておく。

今回の国勢調査では、調査方法の上で従来とは相当異っている点が注目される。新しく連記票式の調査票が使用されたことや、調査員が各世帯を巡回して質問記入する他計主義が採用されるとか、その他職業及び産業の分類が従来と全く変った基礎の上に行われたのも、この調査の範囲を正確に把握し最も有効な結果を得ようとするためのものであった。この新しい調査方法が採用されたために、これによって適正且効率的な調査が実施されたことはいうまでもなく、調査結果は従来のそれに比し改善され又正確さも一層大となり、国際的比較の上からも非常に効果的となったのである。

さて、今回の調査ではいろいろ複雑な事項を調査したのであるが、その調査事項のうちで、調査員が最も苦勞したと思われる点は、何といっても前に述べた調査の範囲を把握することと、職業及び産業の調査の仕方、記入の仕方であったようである。

従来の国勢調査でも、職業及び産業の調査は最も難しく、また骨の折れることで、いつも苦勞の種であった。今回の国勢調査の調査票では、職業及び産業の用語はどこにも使われていない。しかし18欄に〈仕事の種類〉、〈事業の種類〉というタイトルがあるが、この仕事の種類がすなわち従来の職業のことであり、また事業の種類が従来の産業のことであることに何等変りはないのである。

従来の国勢調査では、国勢調査員に分類表を与え、申告が分類のどの項目に当たるかをみきわめさせて、その該当項目を調査票に記入させる、いわゆる当てはめ申告の方法によって、職業及び産業を調査したのである。

ところが今回の調査では、前述のあてはめ申告の方法によって、職業及び産業を調査するのではなく、職業分類表及び産業分類表は、調査員、指導員はもちろん群島政府、市町村にも配布せず、あくまでも調査員をして答申者に質問させ事実ありのままを記入させ、産業分類及び職業分類はその記入に基いて、統計局で中央集査の方法によって行われたのである。

(2) 職業分類及び産業分類について

職業分類及び産業分類を国際的な基準によるようにすることは、調査結果の国際的比較を可能ならしめるとともに、わが琉球の調査資料を相互に比較する上からも極めて重要である。そこで国勢調査の職業分類及び産業分類としては日本の分類がそのまま適用されたのである。

ことに注目されることは、この分類によって行った調査結果について全琉的な統一性を持たせるために、この分類による各人の格付は琉球民政本部の指示によって、一切統計局で行い、群島政府、市町村或は調査員はこれを行わないということであった。

10 審査の方法及び集計方法

今回の国勢調査は、いろいろ複雑な事項が調査されるので中央から地方の最末端に亙るまで徹底して全琉画一的な調査が実施されなければならない。

いかに合理的に設計され、周到な計画で行おうとしても、実際調査に従事する調査員までこれが徹底しなかったり、又はその徹底が部分的であったり、或は充分に内容が理解されなかったりしては調査の統一性が失われて、国勢調査の目的を達成するということは極めて困難であろう。

そこで今回の調査では地方機関特に群島政府が調査票の内容審査を厳重に行うという方法を採らないで、全琉的に統一された結果が得られるように地方から中央に集まった調査票は、中央審査という画期的な審査方法によって慎重な審査が行われたのであった。

群島政府、市町村の国勢調査について行う最も重要な職務は、この調査の対象となる答申義務者に完全な申告をさせるということであった、原則として群島政府、市町村において調査票の記入内容の審査を行わないことにしたのである。

なお集計製表に関しては手集計の方法が用いられたということだけに止め、詳しいことは省略する。

1 1 調査票の秘密の保護

国勢調査は各人の一身上の秘密にわたる事柄が明記されるものであるだけに、答申が正確な統計をするよう真の協力を得ることは、なかなか容易なことではないのである。

ことに統計調査に対する一般的認識が低い上に、税金等の決定について個々の調査票を使用されるのではないかとの懸念から抜けきれない時期においては、答申を徴税関係に使用されたり、配給の割当や、その他に利用されるということを恐れて、ややもすれば虚偽の答申をなさんとする傾向が強く、とかく適確なる調査結果が得られ難いのである。

斯くては統計の真実性が確保されないばかりか、この画期的な調査も充実した結果が得られず全く徒労に終わってしまうことはあきらかである。

故に軍政府令第25号には、この調査に従事する者が調査上知り得た個人の秘密を他に漏らしたり、税金の賦課、犯罪捜査等答申者の利害に関するような目的には絶対に使用してはならないことを定め、調査票に記入された事項については、あくまでも秘密が守られこれに違反するときは厳重に処罰せられるように規定されている。